

## 法隆寺金堂・塔婆および中門非再建論

関野 貞

法隆寺の金堂・五重塔及中門は其歩廊と共に伽藍の主要なる中心をなし、ただ尙に我国に於て最古の建造物たるのみならず、木造建築としては其年代に於て、恐くは世界無比なるべし。其様式は直接に之を百濟より得たりし者なれども、間接に支那南北朝の手法を伝えし者なり。而に其本国たる支那は無論、韓国に於ても、当時の様式を徴するに足るべき建造物は一も遺存する者あることなし。されば此等の建造物は独本邦建築史・美術史の起点をなせるのみならず、東洋の文明史を研究する者に向て、最貴重なる資料を寄与する者と謂うべきなり。況んや其内部に於ける彫刻・絵画・工芸品の如き支那・西域地方を通じて埃及・エジプト・アッシリア・ペルシア・ギリシア・ローマ・ギリシア・東西羅馬と多少の關係を有し、古代東洋美術の宝库たるの実あるに於てをや。

然るに此貴重なる建造物も、其建立の年代異説紛々として久しく決せず、或は推古天皇の十五年創立のまま存在せる者となし、或は天智天皇の九年火災にかかり、和銅年間再建せし者となす。而も終始前説を固守せる者は唯僅かに男爵北島治房氏等あるのみにして、黒川真頼・小杉楯邨の両博士は飽まで後説を主張し（『国华』第一輯第九卷、『好古類纂』第二集参照）、伊東博士は其著『法隆寺建築論』に於て、唯建築の形式が推古式たることを説き、金堂の壁画が天智式の先驅をなす者たることを論ぜしのみにして、天智の朝に火災に

罹れりと否とは吾人の深く争つべき大問題にあらざるが如しと曰い、巧みに其論断を避け、高山博士は其著『日本美術史稿』に於て、再建・非再建共に多少の根拠あり、真否遽かに断じ難しとなせり。其他の学者は多く後説を信奉する者の如し。

世間の学者皆法隆寺の建築を呼で推古式若くは飛鳥式の者と称せり。其説に曰く、法隆寺にして災にかからざりしとせば無論此名稱は適当なり。仮令和銅年間の再建とするも、当初の形式に少しも私意を加えず構造・裝飾皆誠実に旧の如く復興せし者なるべければ、固より之を推古式・飛鳥式と呼ぶに何の支障あることなしと。論者の説頗巧みなりと雖ども、果して天智天皇の九年に火けて其後、和銅年間に再興せし者とせば、当時唐の文化が滔々として我国に流注し来り、我芸術界を席卷せし時に方り、之と頗性質を異にせる建造物を焼失後数十年に於て再興し、其当初の形式手法を遺憾なく發揮し得たりしとは、殆信ずべからざることにあらずや。故に若し今日見る所の建造物が、和銅年間の再興にして、百濟伝来の形式と同様なりとせば、所謂推古式は大化以後、唐の文化の盛行せる間にありて、毫も其影響を受くることなく、長く存在せし者となさざるべからず。此断定は果して適当なりや。吾人、他の絵画彫刻の変遷と対照して遽に首肯すること能わざるなり。

古代東洋建築の淵源たり、美術の宝庫たる吾法隆寺堂塔の建立年代が、此の如く曖昧の者たる以上は、我建築史・美術史の起点は、長く五里霧中に埋没せられて、古代東洋文化の淵源亦究むるに難からんとす。遺憾の至ならずや。余久く法隆寺の堂塔の様式を研究し、決して再建の者にあらざることを確認したれども、之を充分に断定すべき有力なる証拠を得ず。煩悶年を経たりしが、頃日寧樂朝の尺度を研究し、之を当時の建

造物の寸尺に対比するの際、偶然法隆寺堂塔の再建の者にあらざる動すべからざる証憑を得、積年の疑團、始めて釈然たることを得たり。よりに其要点を記して學者の教を乞わんと欲す。

先再輿論者の根拠とする所を見るに、

- (一) 『日本書紀』天智天皇九年の條に、「夏四月癸卯朔壬申<sup>三十</sup>、夜半之後、災法隆寺、一屋無余、火雨雷震」とあり、『書紀』は最確實なる正史なり。一屋無余とあれば、金堂・塔婆等の災に罹りしこと疑うべからず。
- (二) 名古屋真福寺所蔵の『七大寺年表』に、「和銅元年戊申、依詔造大宰府觀世音寺、又作法隆寺」と載せ、『伊呂波字類抄』卷二にも、「法隆寺、七大寺内和銅年中造立寺緣起云々」とあり、是れ天智天皇の九年に火けしを、和銅年間に至りて再建せしことを証すべき、好資料にあらずや。
- (三) 天平年間に注進せる『本寺伽藍緣起流記資財帳』にも、「合塔本肆面具攝<sup>一具涅槃像土、一具弥勒仏像土、一具維摩詰像土、一具分舍利像土</sup>」<sup>在中</sup>、右和銅四年歲次辛亥、寺造者」とあり。是れ五重塔及中門が和銅年間再興せられ、落成の後、此等の彫刻を製作安置せしことを示せる者にあらずや。然れども此焼失及再建を非とすべき反証亦少なからず。
- (一) 『聖德太子伝抄助義』と曰える古書に、「延長四年依雷火講堂北室三經院焼失其外太子御建立以後無火災故解脱之讚法隆寺無回祿災」とあり。此他、法隆寺に存する古記録亦一も災を説くことなし。特に天平年間の『縁起流記資財帳』にも之を載せず。一字余すなく火災にかりし大變事、及び堂塔伽藍を再興し当初の輪奐<sup>かん</sup>に復せし大工事を、此等の諸記録に漏せるは如何<sup>いかん</sup>。
- (二) 仮りに天智天皇の九年に焼失せしとするも此の如き由緒ある大伽藍が熱心に仏教を興隆し玉いたる天智・

天武・持統・文武の諸帝の朝凡およそ四十年間を通じて再建の挙なく、荒廢ゆたねに委したりとは信ずべからざるにあらずや。

(三) 『本寺縁起流記資財帳』に

金光明經卷部 八卷

右甲午年、飛鳥淨御原宮御宇 天皇請坐者、

經台卷足

右癸巳年十月廿六日飛鳥宮御宇 天皇為仁王會納賜者、

合蓋卷拾卷具

卷具 紫者

右癸巳十月廿六日仁王會、納賜飛鳥宮御宇 天皇者、

合通分繡帳式張具方帶廿二條 鈴三百九十三

右納賜淨御原宮御宇 天皇者

黄帳卷帳 長九尺六寸  
広二幅半

緑帳卷帳 長九尺八寸  
広幅

長八尺三寸  
広二幅

右癸巳年十月廿六日仁王會、納賜飛鳥宮御宇 天皇者、

とあり、飛鳥淨御原宮御宇 天皇及飛鳥宮御宇 天皇と曰えるは持統天皇を指せる者にして、癸巳年は

朱鳥七年、甲午年は朱鳥八年に當る、若し天智天皇九年より和銅年間まで再興の拳なかりしとせば、持統天皇が仁王会を行い『金光明經』を納め、繡帳・黄帳・緑帳等を納め玉いたるは解すべからざるにあらずや。

此等は北畠氏を始め二、三の学者の既に注目指摘せし所の者なり。然れども再建論者は曰わん。古記録に漏れたればとて、之を以て直に正史の記事を抹殺するの理由となすべからず。火災後和銅年間まで宏壮なる伽藍の再興はなかりしならんも、此の如き名刹豈荒廢に委して顧みざるが如きことあらんや。恐くは仏殿僧坊の如き仮建となせしならん。持統天皇が法会を修め仏具を納め玉える、何等の不思議あることなしと。畢竟記録上の争は水掛論に過ぎざるなり。余は別に実物上より二三の非再建の証迹を提出せん。

(一) 金堂・塔婆・中門等の形式・手法を見るに、雄麗の裡、多少古拙樸実の風を帯ぶ。之を推古天皇の三十年に創立せられし法輪寺の三重塔及之と殆年代に於て多くの差を見ざる法起寺の三重塔（此塔の年代につき異説あれども、推古天皇の朝に成れる者と確信すべき理由あり）の頗優美精練の風を帯び来りし者に比すれば、様式の推移上決して此等より後るる者にあらざるが如し。

(二) 金堂内部に安置せる薬師・釈迦の像を見るに、其光背・台座共に完備し、明かに飛鳥式に属すべき者たり。此他、猶同式に属すべき多数の仏像あり。此等は仮りに一步を譲りて無事に搬出せられしとするも、天井に懸吊せる中及西の間の純然たる飛鳥式に属すべき天蓋は如何にせしや。此等は到底搬出の暇なかるべし。若再興の際、新たに造りし者とせば、毫末も寧楽時代の手法を混ぜざるは如何。彼和銅四年の作と認むべき五重塔内の塑像、寧楽時代の初期、即從來学者の所謂天智期の者と信ずべき金堂内部

の壁画、橘夫人厨子等と様式上、大なる相違あるは、何人も否認すること能わざる所、此の如き性質の相反せる技術が、何等の關係なく同時に存在せしとは信じ難き所にあらずや。論者或は曰わん、橘夫人厨子の屋蓋は他の飛鳥式の仏像の上でありし者を取り来りて冠せし者なり、金堂の天蓋亦此の如きのみと。然れども厨子の屋蓋は初めより其上に置かれし者、能く寧樂時代初期の特色を發揮せり。決して他より運び来りし者にはあらず、遁辞は吾其益窮する所あるを知るなり。

(三)先年金堂修繕の際、屋根裏より数個の巴瓦及唐草瓦を発見せり。今同寺に蔵す。之を見ると共に純然たる飛鳥時代の者にして、志賀の宮址・大官大寺・元薬師寺及平城京の興福寺・大安寺・元興寺・薬師寺等の遺址に於て発見せられし天智朝以後、和銅前後の者と、模様に於て、性質に於て、大に逕庭あることを見る。此飛鳥時代の古瓦が金堂の屋根裏より出でしとせば、此瓦は必一たび其屋蓋にありし者なるべく、随て金堂が創立以後天智の災に罹らざりし一証となすに足るべし。論者或は曰わん、金堂再興の際、旧式を模したる者ならんと。然れども是れ、当時芸術界の形勢上殆信を措き難き所の者なり。

以上挙ぐる所の三の理由は、形式上金堂が飛鳥時代の建築にして決して和銅再建の者にあらざること明かに証明する者と謂うべし。然れども古代美術の形式に通曉せざる者は、更に一層明確なる証拠を提出するにあらざれば、恐くは首肯し難かるべし。巧慧なる論者は或は曰わん、法隆寺は和銅を待たずして回祿後直ちに再興せられし者なるべし。かく解釈せば正史にも衝突せず『資財帳』の記事にも矛盾せず、寧樂時代の初期、即所謂天智期の先駆たるべき壁画の時代を説明するにも最便宜なるを覚う。特に近江朝の大化を距ること僅に二十年、飛鳥時代に發達せし形式、豈一朝にして新來の唐式の為めに驅逐せられんや。其建築・天

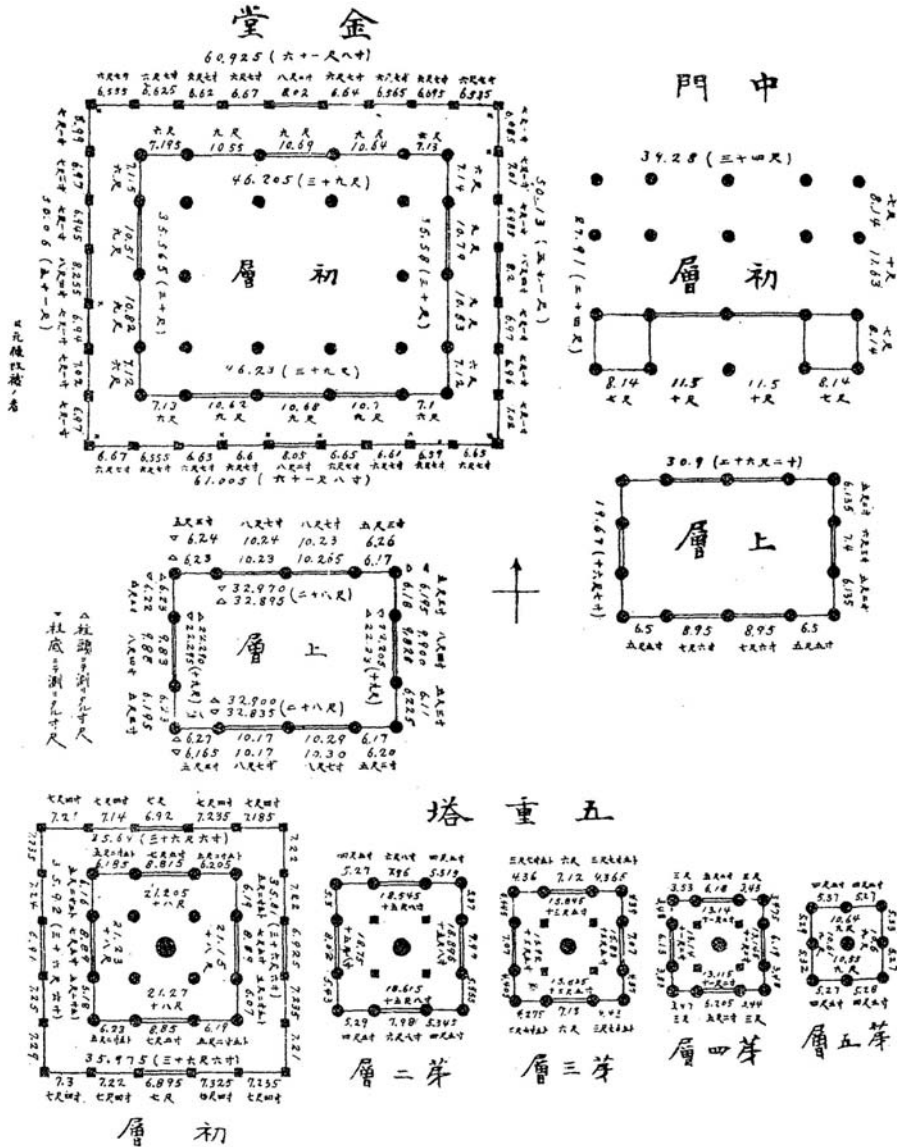
蓋・仏像の台座・瓦等が純然たる飛鳥式より成れる、寧<sup>むしろ</sup>當然の事ならんのみと。此説、和銅再建説よりは比較的有利にして、当時文化の性質上固<sup>もと</sup>より許すべき者にあらざれども、其誤謬を摘発し、何人にも容易く了解せしめんこと、頗<sup>すばる</sup>困難の事に属す。余は更に今回研究せし最確實なる証拠を挙げ、此等再建説を根柢より打破し、法隆寺の堂塔が創立以来、決して火災に罹らざりし者なることを示さんと欲す。此研究や、事甚單純にして平凡なり。而も恐<sup>おそ</sup>くは何人も異議を挿むの余地なかるべし。

余は之を記述するの前、予め飛鳥時代及寧樂時代に於る尺度の差異を説き置かざるべからず。蓋<sup>けだし</sup>飛鳥時代に於て用いられし者は所謂高麗尺なりしも、大化革新以後唐制に倣<sup>なら</sup>い唐の大尺を採りて常用としたり、而も猶<sup>なほ</sup>地を度<sup>はか</sup>るには従来の高麗尺を襲用せり。是に於て当時高麗尺と唐の大尺と大小の兩種の尺併用せられ、後者の一尺は前者の一尺二寸に当れり。故に我常用尺は唐には大尺なれども、我には小尺なりしなり。和銅六年に至りて全く唐制に従い改めて、之を大尺となし、更に其六分の五を以て小尺となせり。此大尺即大化以後の常用尺は、今の曲尺に相当せる者なれども、後世多少訛長せしにより、其一尺は今の凡九寸八分に当れり。因に曰う。寧樂時代の尺度と、今の曲尺との異同につきては、古今学者間議論頗<sup>すばる</sup>沸騰せり。差異あるを説ける者の中にも、古の一尺は今の九寸八分弱半分に当ると曰い、或は九寸七分、或は九寸七分八厘、九寸七分九厘等と説けり。余は種々の証拠により、凡<sup>およ</sup>九寸七分九厘許となすを以て最穩当と考うけれども、便宜の爲め仮りに九寸八分と定む。

而るに高麗尺の一尺は其一尺二寸に相当すれば、今の曲尺に比すれば、

$$.98 \times 12 = 1.176$$

法隆寺金堂、中門、五重塔平面図



西洋数字にて記入の寸尺は曲尺にて計りしもの。  
漢字にて記入のものは建立当時高麗尺にて定めし寸尺。  
但し金堂および塔の裳階のみは唐尺



の如く、凡一尺一寸七分六厘となるなり。

余は既に大化前後の常用尺の差異を説けり（以下便宜の爲め大化以前の者を高麗尺と称し、以後の者を唐尺と称す）。更に進みて法隆寺の金堂・五重塔・中門等の諸建築が何れの尺度によりて構造せられしかを説かん。金堂は五間、四面重層の建築にして、所謂<sup>いわゆる</sup>裏階<sup>もこし</sup>を有せり。其兩層の平面図は別図に示す所の如し（金堂及五重塔の寸尺は、特に友人塚本松治郎氏に托し、嚴密の調査を乞ひし者にして、同氏の報告に拠る）。其桁行・梁間及各柱間の寸尺は、千有余年の歳月を経過し、又数十回の修繕を経たることとて、当初の者と多少の差異あるは免かれざる所、且柱<sup>か</sup>の傾斜・転位等の爲め当初同寸法にてあるべき柱間が互に些少の差違を来し、加うるに実測の際、又微細の誤差なきことを保すべからず。而も比較的堅牢なる構造より成れる建築には、此等の差異は極めて僅少にして、当初の広狭と大なる相違なきは、別図記入の寸尺を見て明<sup>あき</sup>に了解するに足るべし。余は先初層<sup>ます</sup>の桁行・梁間及其柱間の寸尺を研究して左表を得たり。寸尺の第一欄に記せる者は、今の曲尺<sup>まがじやく</sup>を以て測りたる長さなり。第二欄に記せる者は、之を一・一七六を以て除したる者、即高麗尺を以て測りたる長さなり。第三欄に記せる者は、其奇零を凡四捨五入して完数となせる者なり。第四欄に記せる者は、第一欄の寸尺を〇・九八を以て除したる者、即唐尺<sup>すなわち</sup>を以て測りたる長さなり。

### 金堂寸尺調査表

	曲尺	高麗尺	以上の完数	唐尺	備考
金堂下層	南面桁行 四六・二三〇 尺	三九・二二六 尺	三九・〇	四七・〇七一 尺	

西・面・梁・間	三・五・五・六・五	三・〇・二・四・一	三・〇・〇	三・六・二・九・〇
北端間	七・一・四・〇	六・〇・七・一	六・〇	七・二・八・六
南端間	七・一・二・〇	六・〇・五・四	六・〇	七・二・六・五
中北間	一・〇・七・九・〇	九・一・七・五	九・〇	一・一・〇・一・〇
中南間	一・〇・五・三・〇	八・九・五・四	九・〇	一・〇・七・四・五
東・面・梁・間	三・五・五・八・〇	三・〇・二・五・五	三・〇・〇	三・六・三・〇・六
西端間	七・一・九・五	六・一・一・八	六・〇	七・三・四・二
東端間	七・一・三・〇	六・〇・六・三	六・〇	七・二・七・六
西脇間	一・〇・五・五・〇	八・九・七・一	九・〇	一・〇・七・六・五
東脇間	一・〇・六・四・〇	九・〇・四・八	九・〇	一・〇・八・五・七
中 間	一・〇・六・九・〇	九・〇・九・〇	九・〇	一・〇・九・〇・八
北・面・桁・行	四・六・二・〇・五	三・九・二・九・〇	三・九・〇	四・七・一・四・七
西端間	七・一・三・〇	六・〇・六・三	六・〇	七・二・七・六
東端間	七・一・〇・〇	六・〇・三・七	六・〇	七・二・四・五
西脇間	一・〇・六・二・〇	九・〇・三・一	九・〇	一・〇・八・三・七
東脇間	一・〇・七・〇・〇	九・〇・九・九	九・〇	一・〇・九・一・八
中 間	一・〇・六・八・〇	九・〇・八・二	九・〇	一・〇・八・九・八

上。

層。

南端間	中 間	東・ 面・ 梁・ 間	西端間	東端間	中西間	中東間	北・ 面・ 桁・ 行	西端間	東端間	中西間	中東間	南・ 面・ 桁・ 行	北端間	南端間	中北間	中南間
六六 ・ 一 〇 五	九九 ・ 二 〇 五	<sup>二二</sup> 三三 ・ 二 〇 五	六六 ・ 二 〇 〇	六六 ・ 二 〇 〇	〇〇 ・ 二 〇 〇	〇〇 ・ 二 〇 〇	<sup>三三</sup> 三三 ・ 九 七 五	六六 ・ 一 六 五	六六 ・ 二 〇 〇	〇〇 ・ 一 七 〇	〇〇 ・ 一 七 〇	<sup>三三</sup> 三三 ・ 八 九 三	七 ・ 一 一 五	七 ・ 一 二 〇	一 〇 ・ 五 一 〇	一 〇 ・ 八 二 〇
五五 ・ 九 六 四	八八 ・ 一 五 八	<sup>一一</sup> 八八 ・ 八 〇 二	五五 ・ 〇 六 八	五五 ・ 三 三 七	八八 ・ 一 〇 二	八八 ・ 〇 三 三	<sup>二二</sup> 八七 ・ 〇 二 七	五五 ・ 二 四 二	五五 ・ 二 七 二	八八 ・ 六 四 八	八八 ・ 七 五 〇	<sup>二二</sup> 七七 ・ 九 二 八	六 ・ 〇 五 〇	六 ・ 〇 五 四	八 ・ 九 三 七	九 ・ 二 〇 一
五 ・ 三	八 ・ 四	一 ・ 〇	五 ・ 三	五 ・ 三	八 ・ 七	八 ・ 七	二 ・ 〇	五 ・ 三	五 ・ 三	八 ・ 七	八 ・ 七	二 ・ 〇	六 ・ 〇	六 ・ 〇	九 ・ 〇	九 ・ 〇
六六 ・ 二 三 五	〇〇 ・ 一 〇 二	<sup>二二</sup> 三三 ・ 六 八 四	六六 ・ 三 六 七	六六 ・ 三 八 八	〇〇 ・ 四 四 九	〇〇 ・ 四 三 九	<sup>三三</sup> 三三 ・ 六 五 四	六六 ・ 二 九 一	六六 ・ 三 二 六	〇 ・ 三 七 七	〇〇 ・ 五 〇 〇	<sup>三三</sup> 三三 ・ 五 〇 五	七 ・ 二 六 〇	七 ・ 二 六 五	一 〇 ・ 七 二 五	一 一 ・ 〇 四 一

右側柱頭ニテ測る  
左側柱底ニテ測る  
以下之ニ同シ

北端間	六・一八〇	五・二五八	五・三	六・三〇六
西・面・梁・間	二・二九〇	一・八五八	一・九〇	二・二七五
中 間	九・八三〇	八・三五九	八・四	〇・〇三一
南端間	六・二三五	五・二九八	五・三	六・三五七
北端間	六・二二〇	五・二八九	五・三	六・三四七

前表を精細に観るときは、金堂の桁行は高麗尺を以て測るときは、南面三十九尺二寸二分六厘にして北面三十九尺二寸九分あり。唐尺を以て測るときは、南面四十七尺七分一厘、北面四十七尺一寸四分七厘あり、共に奇零を捨てて完数となすときは、甲は三十九尺となり、乙は四十七尺となり、乙の奇零は甲より少きを以て、一見此建物の寸尺は唐尺に拠りたる者と考うるを妥当とすべきが如くなれども、更に各柱間の寸尺を研究する時は、表に示せるが如く、高麗尺にては中の間及左右脇間は完数恰も九尺となり、左右両端の間は六尺となり、而して唐尺にては、此の如き便宜の完数を得ること能わざるを見るべし。又梁間に於ては、全体の長さに於ても、各柱間の寸尺に於ても、完数を作ること能わざるを見るべし。一層高麗尺の唐尺に優れることを知るべし。特に前記実測の金堂の寸尺は塚本氏の調査に拠りたる者なれども、伊東博士の『法隆寺建築論』附図の実測図に随うときは、

金 堂	桁 行	梁 間	高麗尺	以上完数	唐尺
	四五・九〇〇	三五・三〇〇	三九・〇二二	三九・〇	四六・八三六
	四五・九〇〇	三五・三〇〇	三九・〇二二	三九・〇	四六・八三六
	四五・九〇〇	三五・三〇〇	三九・〇二二	三九・〇	四六・八三六

正面及側面	一〇・六〇〇	九・〇一三	九・〇一〇	八・一六
中	間			
端	全	間	七・〇五〇	五・九九四
			六・〇七一	九三八

の如くにして、桁行・梁間及柱間の寸尺は、高麗尺に換算するときは完数となすにつき取捨すべき奇零は極めて微細となり、唐尺に於ては、却て愈増大することを見るべし。元来古建築物の実測は極めて困難の事に於て、柱の傾斜・転位及磨損等の為め、精確不動の寸尺を定むることは容易ならず。随て実測者の異なるに随い、寸尺も亦多少の相違を見るは免れること能わざる所なり。両氏の実測の数量が何れが最實際に近きやは、更に一層の研究を要すべしとするも、共に高麗尺を以て測るに便宜にして、唐尺を以てするに不都合なるは明白なる事実なり。

余は是に於て、建立當時に於ける金堂の長広を揣摩し、高麗尺にて桁行三十九尺、梁間三十尺、正面中の間及脇間各九尺、端間各六尺、側面中二間各九尺、端間各六尺の者たりしことを確信せんと欲するなり。

更に前表により金堂上層の寸尺を見るに、桁行は明かに高麗尺の二十八尺なりしことを示し、梁間は十九尺なりしことをあらわし、取捨せる奇零は極めて少し。然るに唐尺にては此の如き恰好なる完数を得ること能わず。又其柱間に於ても表に示せるが如き高麗尺にて便宜なる寸尺を得たり。吾人は是に於て金堂上層の寸尺は高麗尺にて建立の際、桁行二十八尺、梁間十九尺、正面中二間各八尺七寸、端間各五尺三寸、側面中の間八尺四寸、端間各五尺三寸となせし者なることを知るなり。

吾人をして更に進みて、五重塔婆の寸尺を研究せしめよ。左の表は、各層四面の長及各柱間の広さを今日の曲尺にて測りたる者、並びに之を高麗尺及唐尺に換算せし者なり。

## 五重塔寸尺調査表

		五重塔初層。			
		曲尺	高麗尺	以上の完数	唐尺
南・面	二二・二七〇	一八・〇八七	一八・〇〇	二二・七〇四	
中間	八・八五〇	七・五二六	七・五〇	九・〇三一	
東端間	六・一九〇	五・二六四	五・二五	六・三二六	
西端間	六・二三〇	五・二九八	五・二五	六・三五七	
東・面	二二・一五〇	一七・九八五	一八・〇〇	二二・五八二	
中間	八・八九〇	七・五六〇	七・五〇	九・〇七一	
南端間	六・〇七〇	五・一六二	五・二五	六・一九四	
北端間	六・一九〇	五・二六四	五・二五	六・三二六	
北・面	二二・二〇五	一八・〇三一	一八・〇〇	二二・六三八	
中間	八・八一五	七・四九六	七・五〇	八・九九五	
東端間	六・二〇五	五・二七六	五・二五	六・三三二	
西端間	六・一八五	五・二五九	五・二五	六・三三一	
西・面	二二・二三〇	一八・〇五三	一八・〇〇	二二・六六三	
中間	八・八九〇	七・五六〇	七・五〇	九・〇七一	

## 第。二。層。

南端間	中間	西・面	西端間	東端間	中間	北・面	北端間	南端間	中間	東・面	西端間	東端間	中間	南・面	北端間	南端間
五・四三〇	八・〇二〇	一八・七五〇	五・二七〇	五・三一五	七・九六〇	一八・五四五	五・三七〇	五・五五五	七・九七〇	一八・八九五	五・二九〇	五・三四五	七・九八〇	一八・六一五	六・一六〇	六・一八〇
四・六一七	六・八一	一五・九四四	四・四八一	四・五二〇	六・七六九	一五・七七〇	四・五六六	四・七二四	六・七七七	一六・〇六七	四・四九八	四・五四五	六・七八六	一五・八三〇	五・二三八	五・二五五
四・五〇	六・八〇	一五・八〇	四・五〇	四・五〇	六・八〇	一五・八〇	四・五〇	四・五〇	六・八〇	一五・八〇	四・五〇	四・五〇	六・八〇	一五・八〇	五・二五	五・二五
五・五四一	八・一八四	一九・一三三	五・三七八	五・四三三	八・一二二	一八・九三三	五・四八〇	五・六六八	八・一三三	一九・二八〇	五・三九八	五・四五四	八・一四三	一八・九九六	六・二八六	六・三〇六

## 第。三。層。

北端間	南端間	中間	西・面	西端間	東端間	中間	北・面	北端間	南端間	中間	東・面	西端間	東端間	中間	南・面	北端間
四・四四五	四・四〇五	七・〇七〇	一五・九二〇	四・三六〇	四・三六五	七・一二〇	一五・八四五	四・三九〇	四・三七〇	七・〇七〇	一五・八三〇	四・二七五	四・四三〇	七・一三〇	一五・八三五	五・三〇〇
三・七八〇	三・七四六	六・〇一一	一三・五三七	三・七〇七	三・七一二	六・〇五四	一三・四七四	三・七三三	三・七一六	六・〇一一	一三・四六一	三・六三五	三・七六七	六・〇六三	一三・四六五	四・五〇七
三・七五	三・七五	六・〇〇〇	一三・五〇〇	三・七五	三・七五	六・〇〇〇	一三・五〇〇	三・七五	三・七五	六・〇〇〇	一三・五〇〇	三・七五	三・七五	六・〇〇〇	一三・五〇〇	四・五〇〇
四・五三六	四・四九五	七・二一四	一六・二四五	四・四四九	四・四五四	七・二六五	一六・一六八	四・四八〇	四・四五九	七・二一四	一六・一五三	四・三六二	四・五二〇	七・二七六	一六・一五八	五・四〇八



## 第。五。層。

南·面·  
一〇·五五〇  
八·九七一  
九·〇〇〇  
一〇·七六五北·端·間  
三·四八〇  
二·九五九  
三·〇〇〇  
三·五五一南·端·間  
三·五三〇  
三·〇〇二  
三·〇〇〇  
三·六〇二中·間  
六·一三〇  
五·二二三  
五·二二〇  
六·二五五西·面·  
一三·一四〇  
一·一七三  
一·二二〇  
一三·四〇八西·端·間  
三·五三〇  
三·〇〇二  
三·〇〇〇  
三·六〇二東·端·間  
三·四三〇  
二·九一七  
三·〇〇〇  
三·五〇〇中·間  
六·一八〇  
五·二五五  
五·二二〇  
六·三〇六北·面·  
一三·一四〇  
一·一七三  
一·二二〇  
一三·四〇八北·端·間  
三·四七五  
二·九五五  
三·〇〇〇  
三·五四六南·端·間  
三·四八〇  
二·九五九  
三·〇〇〇  
三·五五一中·間  
六·一九〇  
五·二六四  
五·二二〇  
六·三一六東·面·  
一三·一四五  
一·一七八  
一·二二〇  
一三·四一三西·端·間  
三·四七〇  
二·九五二  
三·〇〇〇  
三·五四一東·端·間  
三·四四〇  
二·九二五  
三·〇〇〇  
三·五一〇中·間  
六·二〇五  
五·二七六  
五·二二〇  
六·三三二南·面·  
一三·一一五  
一·一五二  
一·二二〇  
一三·二八三

## 第。四。層。

東間	五・二八〇	四・四九〇	四・五〇	五・三八八
西間	五・二七〇	四・四八一	四・五〇	五・三七八
東・面	一〇・六〇〇	九・〇一四	九・〇〇	一〇・八一六
南間	五・二七〇	四・四八一	四・五〇	五・三七八
北間	五・三三〇	四・五三二	四・五〇	五・四六九
北・面	一〇・六四〇	九・〇四八	九・〇〇	一〇・八五七
東間	五・二七〇	四・四八一	四・五〇	五・三七八
西間	五・三七〇	四・五〇七	四・五〇	五・四七九
西・面	一〇・六一〇	九・〇二九	九・〇〇	一〇・八二七
南間	五・三三〇	四・五二四	四・五〇	五・四二九
北間	五・二九〇	四・四九八	四・五〇	五・三九八

吾人前表を見るに、初層の大きさは四面多少の差あれども、微少の奇零を除くときは、明かに高麗尺の十  
 八尺より成れることを知るべし。而して第五層の大きさは、亦同尺の九尺に相当せること、殆疑を容るるの  
 余地なし。之に反して唐尺にて測れば、此の如き恰當の完数を得ること能わず。故に吾人は此塔婆建立の  
 際には、高麗尺にて初層を方十八尺となし。第五層を方九尺となしたりしことを確信せんと欲す。若各層  
 減縮の度、相同じときは、每層の差は  $(18 - 9) \cdot 4 = 2.25$  の如く二尺二寸五分なり。随て各層の大きさは、

第五層 第四層 第三層 第二層 初層  
 九・一一・二五 一三・五 一五・七五 一八・

とならざるべからず。而るに前表第二層乃至第四層の大きさを高麗尺に換算したる者を見るに、第二層は各柱間の関係より十五尺八寸となすを妥当とするが如く、第四層亦同様に十一尺二寸なるが如く、独其中間なる第三層は恰も十三尺五寸に当れるを見る。故に其結果は、

第五層	第四層	第三層	第二層	第一層
九・	一一・二	一三・五	一五・八	一八・
各層の差	二・二	二・三	二・三	二・二

なり。此の如く各層の差を、或は二尺二寸となし、或は二尺三寸となせしは、故らに煩雑なる寸法を避けんが為め、寸以下を捨て去りし為めか、或は実測の際多少の誤差ありて、實際は各層二尺二寸五分宛の減縮をなせる者、偶此の如くなるに至りしか。更に一層嚴密の研究を要すべきも、各層の寸尺が其柱間と共に当初計画の際、高麗尺を以て定められし者なることは、前表を精査すれば一目瞭然たるべし。

金堂・五重塔の大き及各柱間の寸尺が、既に説きしが如く、高麗尺を以て計画せられ、唐尺に合わずとせば、少くとも、此等の建築は大化以前に造られし者ならざるべからず。天智天皇九年焼失説及和銅再建説は随て不合理の者となるべし。論者或は曰わん、焼失後、当初の礎石に抛り旧形の如く再建せば、柱間の寸尺が高麗尺に合するは不思議の事にあらずと。然り。此場合に於ては明かに礎石の存せる初層は、或は当初の者と

同様なることを得べけん。然れども、金堂の上層、塔婆の二層以上は新制の唐尺を以て構造したるべければ、高麗尺に合して、唐尺に合せざるの理由あるべからず。論者又曰わん、近江朝の大化を距る事遠からず。故に改革以前の尺度亦民間に存し、加うるに度地には当時猶高麗尺を用いたれば、法隆寺の如き旧尺を以て造られし者を再興するには、亦旧尺を使用する方便なるを以て、之に依りたるならん。論者の説、多少理由あるに似たれども、単に礎石の關係より堂塔の全部に向て、特に旧尺を襲用せざるべからざる利便、果して何くに在りや。況んや官の大寺を造営するに当り、制度を無視して旧尺を使用するが如き、万々有り得べからざる事なるに於てをや。余は参照の爲め左表に於て、飛鳥時代に造られし法起寺及法輪寺の三重塔、並びに寧樂時代に建てられし堂柱の大きさ、及塔間の寸尺を研究し、前者が共に高麗尺に合するに反して、後者が悉く唐尺により造営せられし者なる事を示し、以て一層吾人の論拠を確実にせんと欲す。

### 飛鳥時代建造物寸尺調査票

建造物名称	曲尺	高麗尺	以上の完数	備考
法起寺三重塔	初・層・方 二一・一三四	尺 一七・九七一	一八・〇〇	推古天皇の朝の建立と推定す
中間	八・七八八	七・四七三	七・五〇	修繕前実測柱頭に於ての寸尺四面の平均を取る
端間	六・一六三	五・二四九	五・二五	
第二層方	一五・七二九	一三・三七五	一三・四〇	
中間	七・〇三三	五・九七八	六・〇〇	

法輪寺三重塔

端間	四・三四八	三・六九七	三・七〇	
第三層方	一〇・五八八	九・〇〇三	九・〇〇	
左右各間	五・二九四	四・五〇二	四・五〇	
初層方	二〇・八四〇	一七・七二〇	一七・七〇	推古天皇の三〇年建立
中間	八・七四〇	七・四三二	七・五〇	修繕の際決定の寸尺に拠る第三層は近世の改造なれば之を省く
端間	六・〇五〇	五・一四四	五・一〇	
第二層方	一五・七〇〇	一三・三五〇	一三・四〇	
中間	六・九六〇	五・九一八	六・〇〇	
端間	四・三七〇	三・七二六	三・七〇	

寧楽時代建造物寸尺調査票

建造物名称	曲尺	唐尺	以上の完数	備考
薬師寺東塔	初層方 二・三・四〇〇 <sup>尺</sup>	二・三・八七七 <sup>尺</sup>	二・四・〇 <sup>尺</sup>	寧楽時代初期の建築
海龍王寺西金堂	全裳層方 三・四・六八〇	三・五・三八八	三・五・四	修繕の際決定せし寸尺による
	桁行 二・九・三三〇	二・九・九二九	三・〇・〇	天平三年建立
	梁間 一・九・六六〇	二・〇・〇六一	二・〇・〇	奈良県の調査寸尺による

東大寺法華堂桁行 六〇・五六〇 六一・七九六 六二・〇 天平五年建立

中間 一三・六七〇 一三・九四九 一四・〇 修繕前北側組物の部に於て調査せし寸尺による

東脇間 一三・六三〇 一三・九〇八 一四・〇

西脇間 一三・七〇〇 一三・九八〇 一四・〇

東端間 九・八〇〇 一〇・〇〇〇 一〇・〇

西端間 九・七六〇 九・九五九 一〇・〇

東・面・梁・間 四二・九九六 四三・八六七 四四・〇

一南のり 九・九二〇 一〇・一二二 一〇・〇

全二の間 一・六七六 一・九二三 一二・〇

全三の間 一・六三〇 一・八六七 一二・〇

全四の間 九・七七〇 九・九六九 一〇・〇

西・面・梁・間 四二・八五五 四三・七三〇 四四・〇

東のり 九・七二〇 九・九一八 一〇・〇

全二の間 一・六八〇 一・九一八 一二・〇

全三の間 一・七四〇 一・九八〇 一二・〇

全四の間 九・七二五 九・九二三 一〇・〇

法隆寺食堂桁行 六八・五〇〇 六九・八九八 七〇・〇 建立年代不詳なれども寧楽時代の初期の終頃か

全	梁	三・四〇〇	三二・〇四一	三二・〇	奈良県調査の寸尺による
歩	間	八三・一〇〇	八四・七九四	八五・〇	建立年代不詳天平十一年移建
廊	梁	三五・四〇〇	三六・一二二	三六・〇	奈良県調査の寸尺による
唐招提寺金堂	間	一〇・八一〇	一一・〇三二	一一・〇	寧楽時代中期
桁	面・長	七四・八五〇	七六・三七八	七六・〇	奈良県調査の寸尺による
行	中	一五・七五〇	一六・〇七一	一六・〇	天平十九年建立。修繕の際決定せし寸尺による
	端三間各	九・八五〇	一〇・〇五一	一〇・〇	
	梁	四九・二五〇	五〇・二六〇	五〇・〇	
東大寺大仏殿	桁	二八四・二〇〇	二九〇・〇〇〇	二九〇・〇	天平十九年起工
行	中	二九・四〇〇	三〇・〇〇〇	三〇・〇	曲尺の寸尺は河合檣作氏蔵元禄図による
	間の脇間	二八・五〇〇	二九・〇八二	二九・〇	
	一の脇間	二八・三〇〇	二八・八七七	二九・〇	
	三の脇間	二五・四〇〇	二五・九一八	二六・〇	
	端	二二・六〇〇	二三・〇六一	二三・〇	
	梁	一六六・六〇〇	一七〇・〇〇〇	一七〇・〇	
全	間	二九・四〇〇	三〇・〇〇〇	三〇・〇	
歩	廊	九二・四五〇	九四・三三七	九四・〇	天平宝字三年建立

中 間 一五・七五〇 一六・〇七一 一六・〇 修繕の際決定せる寸尺による

脇二間各 一二・七五〇 一三・〇一〇 一三・〇

端 間 一〇・八五〇 一一・〇七一 一一・〇

梁 間 四八・三〇〇 四九・二八六 四九・〇

中二間各 一三・三〇〇 一三・五七一 一三・五

隅 間 一〇・八五〇 一一・〇八五 一一・〇

法起寺及び法輪寺の三重塔が飛鳥時代の建立にして高麗尺に合するのみならず、特に法起寺の初層と最上層との大き、及柱間が、悉く法隆寺の五重塔の初層及最上層と符節を合するが如く、中層の寸尺が亦其中層即第三層と殆同じきことを発見すべし。而して法輪寺三重塔の初層は、悉く後世の改造に成れるを以て比較すること能わざれども、第二層は全く彼と一致せり。吾人はに於て飛鳥時代の塔婆の計画には、其三重たると五重たるとに拘らず、殆一定の規制ありしことを発見するなり。

然るに寧楽時代に成りし薬師寺東塔以下の諸建築の寸尺を見るに、此等は皆極めて能く大化以後常用の唐尺に合せり。蓋昔時の建築は、皆建築家の好む所に随い柱間を定め、後世の所謂垂木割と何等の關係を有せざるを以て、其寸尺は多く完数を用い、施工に不便なる奇零を避けしや明かなり。其飛鳥時代の者が高麗尺にて、寧楽時代の者が唐尺にて、柱間の寸尺に完数を得るは、偶当時使用の尺度の如何を説明するに余りあり。法隆寺金堂及五重塔が此等有力なる旁証を得て、其建立年代の大化以前にあることを知るべく、随て創立のまま決して焼失せざりし者たるは明かにして、殆疑を容るるの余地なきなり。



吾人は更に一步を進めて金堂及塔婆の周囲にある裳階もこしの年代の研究を試むべし。今金堂各面の長さを裳階もこし各面の長さより減じ、之を折半して裳階もこしの広さを求むるに、

	裳階 <small>もこし</small> ノ長	金堂ノ長	裳階 <small>もこし</small> ノ広
南面	尺 (61.005 - 46.130) ÷ 2 = 7.438		
東面	尺 (51.130 - 35.580) ÷ 2 = 7.275		
北面	尺 (60.925 - 46.205) ÷ 2 = 7.360		
西面	尺 (50.060 - 35.565) ÷ 2 = 7.248		

又五重塔の裳階もこしの柱は悉く元禄年間げんろくねんかんの改造なれども、旧礎石の位置に立てられし者と仮定し、裳階もこしの広さを同方法にて求むれば、

	裳階 <small>もこし</small> ノ長	塔婆初層ノ長	裳階 <small>もこし</small> ノ広
南面	尺 (35.975 - 21.270) ÷ 2 = 7.353		
東面	尺 (35.810 - 21.150) ÷ 2 = 7.350		
北面	尺 (35.690 - 21.205) ÷ 2 = 7.243		
西面	尺 (35.920 - 21.230) ÷ 2 = 7.345		

更に此等の寸尺を高麗尺及唐尺に換算すれば、

	曲尺	高麗尺	唐尺	以上の完数
金堂裳階広	南面 七・四六〇	六・四三四	七・六一二	七・五
	東面 七・三六〇	六・二五九	七・五一〇	七・五
	北面 七・二七五	六・一八六	七・四二三	七・五
	西面 七・二四八	六・一六三	七・三九六	七・五
塔婆裳階広	南面 七・三五三	六・二五三	七・五〇二	七・五
	東面 七・三三〇	六・二三三	七・四八〇	七・五
	北面 七・二四五	六・一六一	七・三九三	七・五
	西面 七・三四五	六・二六四	七・四九五	七・五

となる。蓋<sup>けだし</sup>思うに、金堂及塔婆の裳階<sup>もこし</sup>は其形式上より見るも同時の造営なるべく、其広さは両者を対照するに、是亦同一の者なりしや明白なり。四面共に多少の差あるは、柱の傾斜・転位及び実測の謬差に帰すべき者ならん。今高麗尺及唐尺の寸尺を見、建造当時の計画を揣摩<sup>し</sup>するに、必ずや唐尺にて七尺五寸の者なりしなるべし。高麗尺にては之に反し、此の如き<sup>かく</sup>恰当なる寸尺を得ること能わざるなり。

更に吾人をして此等裳階<sup>もこし</sup>の柱間の寸尺を調査せしめよ。左表は潜心攻究の結果、柱間<sup>くわ</sup>が悉く<sup>しつと</sup>唐尺によりて定められし者なることを発見せり。但完数を得んが為めには、金堂桁行の各柱間の実測寸尺、少く意に充たざる所なきにあらず。更に精密なる調査をなさば、或は一層恰好なる寸尺を得るやも知るべからず。

金堂裳階寸尺調査表

但南面の柱は悉元禄修繕の際改造せしを以て、柱間の寸尺当初の者と多少の差なきを保せず。故に之を除く。又他の三面の柱間の  
 中、両方若くは一方の柱後補なる時も亦研究を省く。

	曲	尺	高麗	尺	唐	尺	以上の完数	備	考
裳階北面	桁	行	六〇・九二五	五一・八〇六	六二・一六八	六二・〇	尺		
中	間		八・〇二〇	六・八二〇	八・一八四	八・二			
東一の脇間			六・六四〇	五・六四六	六・七七五	六・七			
全二の脇間			六・五六五	五・五八二	六・六九九	六・七			
全三の端間			六・六九五	五・六九三	六・八三二	六・七			東隅柱後補
全端間			六・五三五						
西一の脇間			六・六七〇	五・六七二	六・八〇六	六・七			
全二の脇間			六・六二〇	五・六二九	六・七五五	六・七			
全三の端間			六・六二五	五・六三三	六・七六〇	六・七			西隅柱後補
全端間			六・五五五						
東面	梁	間	五〇・一三〇	四二・六二八	五一・一五三	五一・〇			
中	間		八・二〇〇	六・九七三	八・三六七	八・四			

		西			
		面			
		南一の脇間	六・九七〇	五・九二七	七・一二二
		全二の脇間	六・九六〇	五・九一八	七・一〇二
		全隅間	七・〇二〇		七・一
		北一の脇間	六・九八五	五・九三九	七・一二七
		全二の脇間	七・〇一〇		七・一
		全隅間	六・九八五		
		梁・間	五〇・〇六〇	四二・五六五	五一・〇八二
		中	八・二五五		五一・〇
		南一の脇間	六・九四〇		
		全二の脇間	七・〇二〇	五・九七〇	七・一六三
		全隅間	六・九七〇		七・一
		北一の脇間	六・九四五	五・九〇五	七・〇八七
		全二の脇間	六・九七〇	五・九二七	七・一一二
		隅	六・九九〇		七・一
		北隅柱後補			
		南隅柱後補			
		南			
		面			
		中			
		間			
		三	五・九七五	三〇・五九一	三六・七〇九
		二	六・八九五	五・八六三	七・〇五六
		一			七・〇
		三			
		二			
		一			

五重塔裳階寸尺調査表

西面		北面				東面							
西端間	東端間	西端間	東脇間	中	北端間	南端間	北端間	南脇間	中	西端間	東端間	西端間	東脇間
三五・九二〇	七・二二〇	七・一四〇	七・二三五	六・九二〇	七・二二〇	七・二二〇	七・二二〇	七・二三五	六・九二五	七・三〇〇	七・二三五	七・二二〇	七・三三五
三〇・五四四	六・一三一	六・〇七一	六・一五二	五・八八四	六・一三九	六・一三一	六・一三九	六・一五二	五・八八九	六・二〇七	六・一五二	六・一三九	六・二二九
三六・六五三	七・三五七	七・二八六	七・三八三	七・〇六一	七・三六七	七・三五七	七・三六七	七・三八三	七・〇六六	七・四四九	七・三八三	七・三六七	七・四七五
三六・六	七・四	七・四	七・四	七・〇	七・四	七・四	七・四	七・四	七・〇	七・四	七・四	七・四	七・四

中	間	六・九一〇	五・八七六	七・〇五一	七・〇
南	脇	間	七・二五〇	六・一六五	七・三九八
北	端	間	七・二四〇	六・一六五	七・三八八
南	端	間	七・二九〇	六・一九九	七・四三九
北	端	間	七・二三五	六・一五二	七・三八三

此等裳階もこしの寸尺が唐尺に合し、而して金堂及塔婆が高麗尺に合する者とせば、彼此建立の年代を異にし、金堂・塔婆が大化以前に於て造営せられ、裳階もこしは以後に附加せられし者ならざるべからず。然らば則しか、裳階附加の年代は如何いかん。是れ吾人の須すべからく次に研究せざるべからざる問題なり。

吾人既に論ぜしが如く、金堂及塔婆が創立のまま火災に罹らざりし者とせば、金堂内部の壁画及塔婆内部の塑像は何れの時に於て造られし者なりや。余は従来学者の所説の如く其形式上より判断して、壁画を以て寧楽時代の初期即凡およそ天智天皇の御世頃の者となし、塑像を以て『流記資財帳』に載せたるが如く、和銅四年に造られし者なることを信ぜんと欲するなり。果して然らば、壁画は金堂創立以後数十年を経て描かれし者にして、塑像は更に後れて和銅四年に至りて新たに造られし者なり。蓋裳階附加の目的は、貴重なる内部を保護するに出でしや明かなるを以て、早くも塔婆にありては塑像の製作と同時になすを以て穩当なりとす。今其肘木及卷斗等の形式手法を見るに、頗すいぶん古拙の風、勁健けいけんの性質を帯び、遅くも寧楽時代の初期を下らざるを知る。吾人は於て和銅四年塑像を作り、之を保護せしがために裳階もこしを設け、更に金堂の内部の仏像・壁画等の保護の為に亦裳階もこしを附加せし者なることを信ぜんと欲するなり。

此等裳階<sup>もこし</sup>を以て和銅頃の者となすに、猶<sup>なほ</sup>他に旁証とすべき者あり。大和高市郡なる元薬師寺の金堂及塔婆の遺址を見るに、其寸尺殆養老年間遷造の平城京の薬師寺の者と同様にして、裳層<sup>もこし</sup>を有せざれども、新寺の者には共に裳層を有せり。特に新寺東西両塔内には法隆寺の塔婆の如く塑土にて釈迦八相を造りたりしなり。蓋<sup>けだし</sup>養老遷移の際、或は旧寺の堂塔を運し来り、其周囲に新たに裳層<sup>もこし</sup>を附加し、両塔内に塑土の像を造りし者にはあらざるなきか。若<sup>も</sup>し然<sup>しか</sup>らずとするも、旧寺になき裳層<sup>もこし</sup>を新たに造りし者にして、其塑土の像の如<sup>おほ</sup>き、恐<sup>おそ</sup>くは亦旧寺になかりし者なるべし。此等の事、焉<sup>いずくん</sup>ぞ法隆寺に於て亦裳階<sup>もこし</sup>を附加し塑像を造りしことを参照するの資料となすに足らざらんや。

金堂及五重塔の寸尺が高麗尺に合し、而<sup>いつし</sup>して此等の裳階<sup>もこし</sup>の寸尺が唐尺に合せることは既に之を論ぜり。吾人更に転じて中門の寸尺を研究して左表を得たり。其桁行・梁間及柱間が高麗尺に合して唐尺に相当せざることは、既に金堂及五重塔の條下に於て論ぜし所を以て推究せば自ら明白なるべし。

### 法隆寺中門寸尺調査表

曲尺の寸尺は修繕の際調査決定せし寸尺による

	曲尺	高麗尺	以上の完数	唐尺	尺
初層桁行	三九・二八〇	三三・四〇一	三四・〇	四〇・〇八一	
左右中間	一一・五〇〇	九・七七九	一〇・〇	一一・七三五	
端間	八・一四〇	六・九二一	七・〇	八・三〇六	
梁間	二七・九一〇	二三・七三三	二四・〇	二八・四八〇	

中	間	一・六三〇	九・八八九	一〇・〇一一	・八六七
端	間	八・一四〇	六・九二一	七・〇	八・三〇六
上	層	桁・行	三〇・九〇〇	二六・二七六	二六・二三一・五三一
	左右中間	八・九五〇	七・六一一	七・六	九・一三三
端	間	六・五〇〇	五・五三二	五・五	六・五三一
梁	間	一九・六七〇	一六・七二六	一六・七二〇	・〇七一
中	間	七・四〇〇	六・二九二	六・三	七・五五一
端	間	六・一三五	五・二二七	五・二	六・二六〇

以上論じ来りし結果を概論すれば、大化以前の常用尺は高麗尺にして、以後は唐の大尺なり。而して法隆寺の金堂・塔婆及中門の寸尺を研究するに、計画の際、明かに高麗尺によりて其桁行・梁間及各柱間を決定せし者なるを知ることを得たり。是豈、此等の建築が明かに大化以前の者にして、創立のまま決して火災にかからざりし確証にあらずや。長く学者間の大問題たりし再建・非再建説は、是に於てか始めて明白なる解決を得たりしが如し。而も吾人は此等有力なる確証を提出すると共に、更に再建論者の根拠とする所の既記(一)乃至(三)の証拠に向て多少の考察を加うるは、敢て無益の事にはあらざるべし。

先(二)より論ぜんに、『七大寺年表』に和銅元年に法隆寺を作るとあるは、蓋当時金堂及五重塔の裳階を造り、併せて他の建造物の造営若くは修理をなせしことを指せるなるべし。『伊呂波字類抄』に所謂「和銅年中造立寺縁起云々」とは如何なる「縁起」なるか明かならざるを以て、敢て重きを置くに足らざれども、和銅年



中造立とは亦前記の事を指せる者と解することを得べし。

(三)の『流記資財帳』に塔内部の塑像及中門の金剛力士の像を、和銅四年に寺にて造りしことを曰えるは事実ならんも、之を以て直に此等建造物の再興を説くは早計なり。此等の塑像は後に造りて、従来の建造物内に安置し得べき者なり。特に既に論ぜしが如く、塔の裳階が塑像と同年代なるべく、塔婆より後れて立てられし明かなる証拠あるに於てをや。

更に翻て(一)に就き之を觀るに、是れ從來再建論者の擲て以て金城鉄壁となせる所の者なれども、古書・記録には往々錯誤謬写のあるは免かれ難き所、悉く書を信ずれば書なきに若かざるなり。而も之に對して其錯誤たることを示すに足るべき充分の説明を得んことは、吾人の尤も希望する所なり。從來非再建論者の弁明を聞くに曰く、

(一)古老の伝に『日本書紀』に載する所の古記の原本二あり。一は法隆寺に火災ありと記し、他の本には幸隆寺火災ありと記す。此の幸隆寺は法隆寺末伽藍の一にして、北の方字信乃と云える地に在りて、本寺を去ること三町以内なり。共に法隆寺或は斑鳩寺と総称す。此等昔日全焼して今に再興なし。故に一本の分は遠所に在て、総称を唱え、法隆寺焼失と云える伝聞記載の分を載せ、他の一本は近所に在て實際の俚記せし故に、幸隆寺焼失とせし分を取れりと。

(二)『日本書紀』の所載によれば、「一屋無余」とありて、「一堂」若くは「一宇」と称えざるなり。按ずるに屋の字は普通の住屋にのみ之を用い、伽藍建築には必ず堂若くは宇の字を用い來れり。是即ち伽藍の災に罹らざりし一証なり

(三)『書紀』の法隆寺の「法」は「幸」の誤写なるべし。蓋幸隆寺と載せられしを、後人謄写の際、幸隆寺は焼失後再興の拳なく、其名隠滅して伝わらざれども、法隆寺は有名なる伽藍なる故に、偶々之を誤りしならん。

(四)仮りに法隆寺に災ありしとするも、金堂・塔婆の如きは災を免かれしなるべし。是れ法隆寺の古記録に一も其災を説かざる所以なり。『書紀』に「一屋無余」とあるは、畢竟一の舞文記事に過ぎず。

此等の論弁は単に一の想像に過ぎずして『書紀』に明白に掲げたる記事を打破するには根拠頗薄弱にして、未だ人意を充たすに足らず。然れども既に論ぜしが如く、法隆寺の堂塔が決して焼失せし者にあらざる的確の証憑あれば、『書紀』の記事が謬伝か、錯簡か、誤写か、三者其一に居らざるべからず。頃日、友人平子鐸嶺氏偶其錯簡に出でし有力なる証迹を発見し、更に記録上より非再建説を立てたり。吾人は刮目して同氏の説の公にせらるるを待ち、此疑問を解決せんと欲するなり。

法隆寺の創立、斑鳩寺との異同、其建築・彫刻・絵画等の形式、『流記資財帳』の記事、四面歩廊等に就き、猶論ぜんと欲する所多々あれども、余は不幸一豎の爲めに犯され、將に不日を以て病院に入り、数十日間病床の人とならんとす。よりて主として此には尺度の上より研究せし、非再建の確實なる証迹を論じ、更に他日の機会を待たんと欲す。又此論を草するにあたり、工学士土屋純一氏及塚本松治郎氏より有益なる資料を贈与せられしことを謝す。

• 底本には、『明治文学全集』第七八巻「明治史論集21」(筑摩書房昭和五一年)を使用した。

- 適宜振り仮名を追加した。
- 旧漢字は新漢字に、旧かな使いは新かな使いに変更した。
- PDF化には`LATEX2ε`でタイプセットを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。